

第1回 自治基本条例市民会議 ～開催記録～

- 開催日 平成22年1月28日(木)
- 時間 午後7時00分～午後9時00分
- 場所 市役所南庁舎 1階 大会議室
- 内容
 1. 開会
 2. あいさつ
 3. 参加者・事務局などの紹介
 4. 自治基本条例とは
 5. グループワーク『他市の自治基本条例をみてみよう!』
 6. 閉会

●参加者

メンバー14名(市民12名、職員2名)
事務局(企画政策課6名)
コンサルタント2名

●会議の記録

1. 開会

2. あいさつ

- ・ 企画政策課長よりあいさつ

3. 参加者・事務局などの紹介

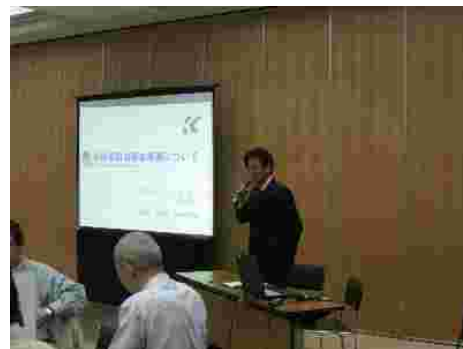
- ・ 参加者および事務局、コンサルタントの紹介
- ・ 事務局より、配布資料の確認および自治基本条例市民会議の進め方などについて説明

4. 自治基本条例とは

- ・ 事務局より、「自治基本条例とは(資料3ページ)」および「刈谷市自治基本条例の考え方(資料4～9ページ)」について説明

5. グループワーク『他市の自治基本条例をみてみよう!』

- ・ コンサルタントより、本日のグループワークの内容および進め方を説明した。
- ・ まず、グループワークに入る前に、他市の自治基



企画政策課長のあいさつ



「自治基本条例とは」の説明

本条例の事例について、構成や内容を説明した。

- ・ A と B の2つのグループに分かれて、他市の条例の読み込みを行うとともに、「面白いと思った条文」や「共感できないと思った条文」、「よく分からない条文」、「刈谷市にあったら良いと思う条文」などを、各自で意見カードに書き出し、模造紙上に貼り付けた。
- ・ 出された意見カードについて、各グループで話し合いながら内容を整理・分類した。
- ・ 整理・分類した内容をグループ内で確認し、発表者を決めた。
- ・ グループでの話し合いの成果を代表者が発表した。

6. 閉 会

- ・ 次回の開催予定を確認し、第1回自治基本条例市民会議を閉会した。



グループワーク（Aグループ）



グループワーク（Bグループ）



グループ成果の発表（Aグループ）



グループ成果の発表（Bグループ）

●グループワークの成果 ～他市の自治基本条例をみてみよう！～

●面白いと思った条文 ▼共感できないと思った条文
 ◇よく分からない条文 ★刈谷市にあったら良いと思う条文

1. 全体に関すること

★各条文内容が分かりやすい言葉であってほしい。	—	
★分かりやすくやさしい言葉で作ってほしい。	—	
●全体に条文の内容が分かりやすく記載されている。	東海市	

2. 前文

●時代とともに自治も変化を求めます。変化は課題を生みます。私たちには、常にその課題を解決することが求められています。	海老名市	前文
--	------	----

3. 総則

①目的

●個性豊かで活力ある社会へ。	東海市	第1条
----------------	-----	-----

②定義

◇執行機関？市長？	—	
-----------	---	--

③理念

●(1)～(5) 分かりやすい言葉だが・・・具体性がない。	東海市	第3条
▼豊田は基本理念がない。やはりあったほうが良い。	豊田市	

4. 各主体の役割・責務等

①市民

◇市政運営に係わる。	海老名市	第7条3
●市民の責務と権利。	—	
●市民の権利、市民の責務。	海老名市	第6-7条
●行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。	大和市	第10条3
▼市民は、市議会及び執行機関が行う行政サービスを受けるは「あたりまえなこと」不要。	大和市	第9条3

②子ども

●次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されること。	海老名市	第6条4
●子ども（子どもでも分かるようにできるといい）。	大和市	第11条
●子どもが健やかに育つ。	大和市	第11条
●子どもが健やかに育つ環境を。	大和市	第11条

③議会

●議会の責務は必要。表現は市によっていろいろ（東海市はない）。	—	
●議会の責務。	—	
▼市議会議員は・・・。	海老名市	第9条

④行政

▼市職員の能力向上。	大和市	第 15 条 4
●市長は、協働、共創によるまちづくりの仕組みを確立。	東海市	第 7 条 2
★市長、市議会、市職員は全て、市民の扶養家族であると明記。	—	

⑤全体

◇全体を通じて権利⇔責務 同じではないか？	—	
●市民、市議会、市長。	大和市	第 9-16 条

5. 市政運営

①-1 市政運営全般

★改革を積極的に行う。	—	
★市の仕組みを縦割りから横つながりを。	—	

①-2 行政評価

◇行政評価は誰がする？	—	
-------------	---	--

①-3 行政手続

●行政手続。	—	
●行政手続。	海老名市	第 19 条
▼「行政手続」の言葉・表現がピンと来ない。	豊田市	第 25 条
◇行政手続。	大和市	第 24 条

①-4 出資法人

●出資法人に対する指導。	大和市	第 25 条
--------------	-----	--------

②情報共有

●情報公開、情報共有。	—	
●説明責任。	—	
●情報の提供及び応答責任。	池田市	第 11 条
◇市民の要望の取り扱い努める？	豊田市	第 22 条
●市民に分かりやすく説明。	大和市	第 21 条
●市民に分かりやすく公表する。	大和市	第 28 条

6. 参画・協働

①-1 参画・協働全般

●協働の推進。	豊田市	
●互いの立場を尊重し、対等な関係に立って。	豊田市	第 5 条
★条例だけでなく、具体的な規則策定にも市民参画を明記。	—	

①-2 会議・組織

◇まち推進会議？	池田市	第 22 条
◇審議会？	池田市	第 18 条

★池田市みんなで作るまち推進会議、こんなのがあったらいいな。	池田市	第22条
--------------------------------	-----	------

①-3 パブリックコメント

◇パブリックコメント、ひとつの手法だけ取り上げるのか？	池田市	第19条
▼パブリックコメント、日本語で条文をつくるべきではないか。	池田市	第19条

②住民投票

●住民投票に関すること。年齢、大和、海老名、記入。	—	
●市長は、市政に係る重要事項→住民投票。	大和市	第30条
●住民投票は興味がある。	大和市	第30条

③コミュニティ・地域自治

★自治会(町内会)の区分け、役割、長の選び方、権限、予算、委託など明記。	—	
◇コミュニティ？地域自治区？	—	
◇コミュニティの捉え方。でも必要なので考えたい。	—	
●地域自治区の設置。	豊田市	第18条
●地域住民の意見を市政に反映、地域のことは地域住民が。	豊田市	第17条
●都市内分権の推進について。	豊田市	第17-18条

7. その他

①他団体との連携

◇その他「他団体との連携」。	—	
----------------	---	--

②条例の位置づけ

●条例の位置づけ。	—	
●最高規範性。	池田市	第3条
●この条例は本市におけるまちづくりの基本理念及び基本原則を定めたものであり、本市の最高規範である。	池田市	第3条
▼市がこの条例の趣旨を尊重するのみではよくないと思う。	豊田市	第3条
▼その他「委任」。	大和市	第33条
●最高規範の位置づけを明記。	大和市	第2条
●最高規範性、明確な位置づけがされている。	大和市	第2条

③その他

●緊急の事態。	海老名市	第22条
●基地移転（なかなか実現には難しいのに）。	大和市	第29条